



伝統芸能を楽しもう 沼田市文化遺産の祭典と 伝統芸能発表会を開催します

問い合わせ 社会教育課社会教育係 ☎内線3333

沼田市文化遺産の祭典

沼田市伝統文化活性化実行委員会では、市の重要無形民俗文化財に指定されている伝統芸能の公演を行います。地域で受け継がれてきた特色ある伝統芸能を楽しんでください。入場は無料です。

とき 11月10日(日)午後1時
ところ 上之町会館
出演団体 沼田祇園囃子保存会連合会／平出歌舞伎保存会／沼須人形芝居あけほの座

伝統芸能発表会

子どもたちによる伝統芸能の発表会を行います。地域の特色ある伝統芸能を楽しみ、日本文化への関心や理解を深めてみませんか。入場は無料です。

とき 11月24日(日)午後1時
ところ 中央公民館4階ホール
出演団体 二荒太鼓／中町祇園囃子保存会ふ組 kids (沼田祇園囃子保存会連合会)／平出こども歌舞伎／伝統文化日本舞踊こども教室／沼須人形芝居こども教室

住宅改修に伴う 固定資産税の減額制度について

問い合わせ 税務課資産税係 ☎内線3146

次の改修工事で一定の要件を満たすものは、翌年度分の固定資産税の一部が減額されます。

耐震改修
対象家屋 昭和57年1月1日以前に建築され、平成27年12月31日までに建築基準法に基づき現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行った住宅
減税額 1戸当たり120㎡まで

省エネ改修
対象家屋 平成20年1月1日以前に建築され、平成28年3月31日までに現行の省エネ基準

でを限度として、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の2分の1の額

に適合する改修工事を行った住宅

減税額 1戸当たり120㎡までを限度として、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の3分の1の額

バリアフリー改修
対象家屋 平成19年1月1日以前に建築され、平成28年3月31日までに要件にあるいずれかの改修工事を行った住宅

要件 ①廊下の拡幅②階段勾配の緩和③床の段差解消など

減税額 1戸当たり100㎡までを限度として、改修工事が完了した年の翌年度分の固定



資産税の3分の1の額

住宅改修の減額申告
改修工事後3カ月以内に改修工事内容が確認できる書類などを税務課資産税係へ提出してください。

税務署からのお知らせ

問い合わせ 沼田税務署個人課税部門 ☎2131
記帳説明会を開催します

来年1月から事業(営業・農業)所得、不動産所得、山林所得を有する白色申告の全ての人に、記帳と記録保存義務が生じるようになりました。

税務署では、記帳・保存義務の内容や具体的な記帳の仕方などについて説明会を開催しますので、ぜひ、ご参加ください。日程は下表のとおりです。

とき	ところ	対象
11月26日(火)	利根沼田県民局 1階101会議室	10:00~11:30 営業所得、または不動産所得を有する人(農業所得を除く)
		13:30~15:00 農業所得を有する人
11月27日(水)	月夜野農村環境改善センター	営業所得、農業所得、不動産所得を有する人
11月28日(木)	片品村役場 2階農林研修室	
1月15日(水)	川場村役場 2階大集會室	
1月20日(月)	昭和村公民館 多目的ホール	

青色・白色申告決算等説明会を開催します

税務署では、青色申告決算書・白色申告収支内訳書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて説明会を開催しますので、ぜひ、ご参加ください。日程は下表のとおりです。

とき	ところ	対象
12月11日(水)	利根沼田県民局 1階101会議室	10:00~12:00 営業所得、または不動産所得を有する人(青色)
		13:30~15:30 農業所得を有する人(青色)
12月12日(木)	利根沼田県民局 1階101会議室	10:00~12:00 営業所得、または不動産所得を有する人(白色)
		13:30~15:30 農業所得を有する人(白色)

11月9日(土)~15日(金) 消すまでは 心の警報 ONのまま 秋季全国火災予防運動

問い合わせ 防災対策課消防係 ☎内線3363

これからの季節は空気が乾燥し火災が発生しやすい気候となります。また、暖房器具を使用する機会が増えることから、住宅での火災が発生しやすい傾向にあります。

〓 掛け替えのない命と大切な財産を火災から守るために〓
火災発生件数で最も多いのが建物火災です。市内で昨年34件の火災が発生しましたが、そのうち建物火災が20件と全体の約6割を占めています。

火災は大切な財産を一瞬のうちに灰にしてしまうだけでなく、そこに住んでいる掛け替えのない命までも奪ってしまいます。出火を未然に防ぐために次の3つの習慣を身に付けておくことが大切です。

〓寝たばこは、絶対にやめる
〓ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
〓ガスこんろなどのそばを離れ

るときは、必ず火を消す

〓 火災の早期発見が鍵〓
住宅火災を未然に防ぎ、自分の身を守るためにも次の4つの対策が有効です。

〓逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
〓寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する

〓火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する

〓お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

身の回りで火災を防ぐポイント他にもたくさんあります。ぜひ、この機会に再確認しましょう。



地域防災訓練を実施します

市では、地域防災計画に基づき、いざというときの適切な対応と防災意識の高揚を図るため、学区単位で地域防災訓練を実施しています。

今年はお久屋町、上久屋町、久屋原町、横塚町を対象に実施します。ぜひ、ご参加ください。

また、訓練当日はサイレン音などの騒音が予想されますが、ご理解とご協力をお願いします。

とき 11月17日(日)午前9時
ところ 沼田東中学校校庭

訓練内容 避難(誘導)訓練、各種初期消火訓練、応急手当訓練、物品配布訓練、炊き出し訓練

問い合わせ 防災対策課防災係 ☎内線3362へ



年金の窓口から お知らせ



年末調整や確定申告には社会保険料控除証明書が必要で

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際には、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられています。このため、国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料国民年金保険料控除証明書」が日本年金機構から送られます。年末調整や確定申告の手続きには、この控除証明書、または国民年金保険料の領収書が必要になりますので大切に保管してください。

家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、家族宛てに送られた控除証明書を添付して申告してください。

問い合わせ 控除証明書専用ダイヤル ☎0570(070)117へ